豊田農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「法」という。)第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づきその旨を公告する。

また、法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、法第13条第4項において準用する法第12条第1項の規定に基づき併せて公告する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、法第13条第4項において準用 する法第12条第2項の規定により、下記の場所に備え置いて縦覧に供する。

令和7年10月30日

豊田市長 太田 稔彦

記

- 1 法第13条第4項において準用する法第11条第2項の規定により提出され た意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果 意見なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所 豊田市役所産業部農政企画課 豊田市西町3丁目60番地